

よくあるご質問

Q1 どのような人が使えますか？

A 市内に在住し、本市が援護の実施主体となる障がいのある方を対象としています。

Q2 緊急時とはどのような時のことをいいますか？

A 自宅で介護をされているご家族の事故や急病、入院などにより、障がいのある方への支援が見込めない事態をいいます。

Q3 事前登録はどこでできますか？

A 基幹相談支援センターや普段利用している相談支援事業所、福祉あんしん課で受け付けています。ご心配なことがあればお気軽にお問い合わせください。

Q4 どのような事業所を使うことができますか？

A 市に登録の届出をしている事業所です。登録事業所は随時市ホームページに掲載します。詳しくはお問い合わせください。

市内相談支援事業所

※対象者… 児 18歳未満 者 18歳以上

おきたま 児 者
ながい し きかん そうだん し えん せん たー
(長井市基幹相談支援センター)
〒993-0085 ながい し こう やちよう にちよう め ばん ごう
長井市高野町二丁目3番1号
TEL 0238-88-5357

しょうがいじ そうだん し えん じぎょうしよ 児
ながい し し みずちよう いっちよう め ばん ごう
障害児相談支援事業所あゆむ
〒993-0054 長井市清水町一丁目8番1号
TEL 0238-87-8888

ながい し がく えん 児
ながい し う え ばん ごう
長井市すみれ学園
〒993-0001 長井市ままの上5番1号
TEL 0238-88-4226

ふく し し えん せん たー 者
ながい し もり あざ わ ごう ばん ち
福祉支援センターすぎな
〒993-0073 長井市森字和合654番地
TEL 0238-88-2079

と い あ わ ながい し ふく し か せい かつ し えん か かり
問合せ 長井市福祉あんしん課生活支援係
〒993-8601 ながい し さかえ まち ばん ごう
長井市栄町1番1号
TEL 0238-82-8011

か ぞく なに
家族に何かあったらどうしよう
ひとり
一人になったときの生活が不安…

しょうがいじ ある 方 の あん しん した く ら し を ささ げ る
障がいのある方の安心した暮らしを支える
ち い き せい かつ し えん きょ てん どう じ ぎょう
地域生活支援拠点等事業

ながい し ふく し か
長井市福祉あんしん課

地域生活支援拠点等とは

障がいのある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、関係機関が協力して障がいのある方やそのご家族の生活を地域全体で支えるための事業です。

ご家族の「もしも」の事態への対応や、施設や病院等からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を支援します。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らすための4つの機能を、複数の機関が分担します。

相談

相談支援事業所
福祉あんしん課

体験の機会・場

障害福祉サービス事業所



専門的人材の確保・養成

基幹相談支援センター

緊急時の受け入れ・対応

入所施設
医療機関など

4つの機能

相談

- 事前登録
- 緊急時のハイリスク世帯の把握
- 緊急時の連絡体制の確保
- 緊急時における相談、サービス調整

緊急時の受け入れ・対応

- 常時の緊急受入体制の確保
- 関係機関との連絡調整

体験の機会・場の提供

- 入所施設や病院等からの地域移行支援
- 一人暮らしの体験
- 障害福祉サービス等の体験利用

専門的人材の確保・養成

- 専門的な対応ができる体制の確保
- 専門的人材の養成

まずは事前登録を！

緊急時にも円滑な支援ができるよう、障がいや家族の状況、緊急連絡先などを聞き取り、事前に登録します。

1

事前登録

「もしも」の緊急時に備えて、事前に登録が必要です。

2

相談

登録者や介護者などの状態を確認します。緊急時にどんな対応が必要か検討し、登録者台帳を作成します。

3

体験

緊急時に備えて、サービスの体験利用を行います。

4

緊急時の支援

一時的な受け入れ施設やヘルパーによる援助など、必要な支援について調整・手配を行います。

